

平成 27 年 9 月 15 日  
山口県報号外第 46 号  
監査公表第 26 号別冊

平成 27 年度

定期監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

平成 27 年 9 月

山口県監査委員

# 目 次

## 平成 26 年度定期監査の結果に基づく措置

### 1 監査の結果と措置の内容

(1) 総務部	1
(2) 環境生活部	1
(3) 健康福祉部	1
(4) 商工労働部	8
(5) 農林水産部	9
(6) 土木建築部	10
(7) 教育庁	12
(8) 警察本部	15
(9) 企業局	15

### 2 意見と改善の内容

(1) 財務事務における内部牽制体制について	16
(2) 物品の適正な管理について	16
(3) 支出負担行為の整理について	17
(4) 単独県費補助金の交付事務について	17
(5) 未利用情報機器の管理と活用について	17

## 平成 26 年度定期監査の結果に基づき措置した内容等について

### 定期監査の結果に基づく措置

監査の結果	措置の内容																		
<p>1 総務部 山口県税事務所</p> <p>自動販売機の売上手数料及び光熱水費の調定において、調定時期の遅延により、平成 25 年度の歳入となるところが、平成 26 年度の歳入となっているものがあった。</p> <p>(売上手数料)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">調定額</th> <th style="width: 40%;">対 象</th> <th style="width: 40%;">調 定 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">61,449 円</td> <td>平成 26 年 1 月売上分</td> <td style="text-align: center;">平成 26 年 4 月 17 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">64,809 円</td> <td>平成 26 年 2 月売上分</td> <td style="text-align: center;">平成 26 年 4 月 17 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(光熱水費)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">調定額</th> <th style="width: 40%;">対 象</th> <th style="width: 40%;">調 定 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">21,106 円</td> <td>平成 26 年 1 月分</td> <td style="text-align: center;">平成 26 年 4 月 17 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20,644 円</td> <td>平成 26 年 2 月分</td> <td style="text-align: center;">平成 26 年 4 月 17 日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成 26 年 10 月 30 日)</p>	調定額	対 象	調 定 日	61,449 円	平成 26 年 1 月売上分	平成 26 年 4 月 17 日	64,809 円	平成 26 年 2 月売上分	平成 26 年 4 月 17 日	調定額	対 象	調 定 日	21,106 円	平成 26 年 1 月分	平成 26 年 4 月 17 日	20,644 円	平成 26 年 2 月分	平成 26 年 4 月 17 日	<p>1 総務部 山口県税事務所</p> <p>今後は、調定時期の一覧表を作成し、複数の職員で確認するなど、内部牽制の充実に努めることとした。</p>
調定額	対 象	調 定 日																	
61,449 円	平成 26 年 1 月売上分	平成 26 年 4 月 17 日																	
64,809 円	平成 26 年 2 月売上分	平成 26 年 4 月 17 日																	
調定額	対 象	調 定 日																	
21,106 円	平成 26 年 1 月分	平成 26 年 4 月 17 日																	
20,644 円	平成 26 年 2 月分	平成 26 年 4 月 17 日																	
<p>2 環境生活部 消費生活センター</p> <p>予定価格が 5 万円を超える物品購入において、2 人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">品名・数量</th> <th style="width: 15%;">契約金額</th> <th style="width: 15%;">予定価格</th> <th style="width: 50%;">契約年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゼンリン住宅地図 32 冊</td> <td style="text-align: center;">399,000 円</td> <td style="text-align: center;">399,000 円</td> <td style="text-align: center;">平成 26 年 3 月 11 日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成 26 年 5 月 21 日)</p>	品名・数量	契約金額	予定価格	契約年月日	ゼンリン住宅地図 32 冊	399,000 円	399,000 円	平成 26 年 3 月 11 日	<p>2 環境生活部 消費生活センター</p> <p>会計規則に基づき、適切な事務を執行するよう徹底した。</p>										
品名・数量	契約金額	予定価格	契約年月日																
ゼンリン住宅地図 32 冊	399,000 円	399,000 円	平成 26 年 3 月 11 日																
<p>3 健康福祉部 (1) 厚政課</p> <p>次のとおり収入未済があった。</p>	<p>3 健康福祉部 (1) 厚政課</p> <p>未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成 26 年度末において次のとおりとなった。</p>																		

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	853,318円	4者
	過年度分	2,164,467円	10者
介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000円	2者

(監査：平成26年9月10日)

(2) 医務保険課・地域医療推進室

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
理学療法士等修学資金貸付金	現年度分	1,456,000円	1者
保健師等修学資金貸付金	現年度分	1,862,000円	11者
原爆援護手当過払返納金	過年度分	541,890円	1者

(監査：平成26年8月8日)

(3) 長寿社会課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	現年度分	2,300,530円	12者
	過年度分	151,470,364円	88者

(監査：平成26年10月28日)

(4) こども未来課

次のとおり収入未済があった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	828,318円	3者
	過年度分	2,140,467円	10者
介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000円	2者

(2) 医療政策課・医務保険課

未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
理学療法士等修学資金貸付金	現年度分	1,346,000円	1者
保健師等修学資金貸付金	現年度分	1,256,000円	6者
原爆援護手当過払返納金	過年度分	391,890円	1者

(3) 長寿社会課

未納者に対し、文書・電話等による督促の他、自宅訪問による面談を実施し、償還指導に努めた結果、収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、償還指導を強化・継続し、より一層の収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	現年度分	2,010,600円	7者
	過年度分	144,206,064円	83者

(4) こども家庭課

償還指導や履行延期等により、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	4,912,655 円	14 者

(母子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	182,691 円	4 者
	過年度分	291,679,480 円	531 者
母子寡婦福祉資金違約金	現年度分	477,300 円	20 者
	過年度分	21,388,688 円	396 者

(監査：平成 26 年 9 月 18 日)

(5) 障害者支援課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
心身障害者扶養共済制度掛金	過年度分	40,020,460 円	889 者
障害者住宅整備資金貸付金	現年度分	790,600 円	3 者
	過年度分	34,115,665 円	28 者
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	180,000 円	2 者

(監査：平成 26 年 9 月 18 日)

(6) 岩国健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	732,000 円	1 者
	過年度分	889,462 円	2 者

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	4,573,820 円	10 者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	148,416 円	3 者
	過年度分	282,948,518 円	479 者
母子父子寡婦福祉資金違約金	現年度分	463,100 円	18 者
	過年度分	20,804,688 円	329 者

(5) 障害者支援課

未納者に対し、電話・文書及び自宅訪問による催告等を行った結果、指摘のあった収入未済額については平成 26 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話・文書及び自宅訪問による催告等に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
心身障害者扶養共済制度掛金	過年度分	39,895,460 円	888 者
	現年度分	427,570 円	2 者
障害者住宅整備資金貸付金	過年度分	31,137,405 円	27 者
	現年度分	790,600 円	3 者
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	180,000 円	2 者

(6) 岩国健康福祉センター

未納者に対する、訪問、督促等償還指導及び履行延期等の結果、指摘のあった収入未済額については、平成 26 年度末には、次のとおりとなった。

引き続き、継続した指導に努め、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	732,000 円	1 者
	過年度分	0 円	0 者

## (母子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子寡婦福祉資金 貸付金	現年度分	5,251,759円	56者
	過年度分	37,812,217円	64者
母子寡婦福祉資金 違約金	過年度分	324,399円	12者

(監査：平成26年9月11日)

## (7) 柳井健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

## (一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	2,953,649円	24者
	過年度分	14,140,495円	50者

## (母子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子寡婦福祉資 金貸付金	現年度分	1,172,869円	13者
	過年度分	5,503,764円	20者
母子寡婦福祉資 金違約金	過年度分	232,284円	3者

(監査：平成26年7月24日)

## (8) 周南健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

## (一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	829,322円	1者

## (母子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子寡婦福祉資金 貸付金	現年度分	13,378,574円	203者
	過年度分	49,846,535円	247者
母子寡婦福祉資金 違約金	過年度分	1,160,000円	24者

(監査：平成26年10月23日)

## (母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	4,840,006円	48者
	過年度分	33,347,871円	63者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	293,999円	12者

## (7) 柳井健康福祉センター

未納者に対して督促をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話、文書及び訪問による督促を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

## (一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	2,927,649円	22者
	過年度分	14,077,495円	49者

## (母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	1,030,579円	9者
	過年度分	4,618,974円	16者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	232,284円	3者

## (8) 周南健康福祉センター

未納者に対し文書による督促や償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、文書等の督促を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

## (一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	817,322円	1者

## (母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	11,711,481円	177者
	過年度分	44,862,719円	221者

(9) 山口健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	2,446,154円	9者

(母子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子寡婦福祉資金 貸付金	現年度分	6,127,245円	72者
	過年度分	36,901,213円	132者
母子寡婦福祉資金 違約金	現年度分	220,100円	28者
	過年度分	278,900円	37者

(監査：平成26年10月30日)

(10) 宇部健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	1,031,759円	1者

(母子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子寡婦福祉資金 貸付金	現年度分	7,347,414円	147者
	過年度分	45,223,460円	137者
母子寡婦福祉資金 違約金	過年度分	1,001,100円	16者

薬品出納簿を作成していなかった。  
なお、薬品使用簿により在庫量は管理していた。

(監査：平成26年7月17日)

母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	1,138,600円	21者
-------------------	------	------------	-----

(9) 山口健康福祉センター

未納者に対し、納付催告や償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、納付催告や収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	2,206,028円	8者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	4,972,560円	55者
	過年度分	31,723,589円	112者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	178,800円	24者
	過年度分	229,900円	31者

(10) 宇部健康福祉センター

未納者に対し督促をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、督促を行うなど収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	971,759円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	6,507,474円	120者
	過年度分	41,137,044円	125者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	964,300円	14者

薬品出納簿を整備し、毒物・劇物薬品の購入時に記入の上で、関係者に薬品を引き渡すよう改善した。

(11) 長門健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(母子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	3,503,271円	4者

(監査：平成26年11月12日)

(12) 中央児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	990,060円	15者
	過年度分	4,480,600円	64者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	3,886,600円	17者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	現年度分	161,400円	2者
	過年度分	1,549,300円	17者

(監査：平成26年11月28日)

(13) 岩国児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	776,640円	8者
	過年度分	3,142,310円	18者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	過年度分	491,820円	3者

(監査：平成26年6月27日)

(11) 長門健康福祉センター

未納者に対して債権管理マニュアルに沿った償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	2,542,808円	4者

(12) 中央児童相談所

未納者に対し積極的な各種催告などの滞納整理に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、滞納処分も含め早期かつ計画的に組織的な滞納整理に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	850,160円	14者
	過年度分	3,654,700円	35者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	3,446,600円	6者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	現年度分	161,400円	2者
	過年度分	1,532,300円	7者

(13) 岩国児童相談所

未納者に対し回収に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	692,940円	8者
	過年度分	2,918,090円	15者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	過年度分	491,600円	3者



(14) 周南児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	2,726,580円	35者
	過年度分	5,978,933円	46者

(監査：平成26年11月28日)

(15) 下関児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,916,300円	14者
	過年度分	6,038,700円	43者
障害児施設等措置費負担金	現年度分	544,800円	3者
	過年度分	1,384,200円	5者

(監査：平成26年12月25日)

(16) 萩児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	199,000円	11者

(監査：平成26年7月23日)

(17) 育成学校

次のとおり収入未済があった。

(14) 周南児童相談所

未納者に対し担当児童福祉司からの呼びかけや、電話催告を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、所内で情報共有を行い組織的に債権管理に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	2,516,880円	31者
	過年度分	5,692,123円	42者

(15) 下関児童相談所

未納者に対し電話催告、文書催告及び臨戸催告等をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,819,800円	12者
	過年度分	5,683,500円	33者
障害児施設等措置費負担金	現年度分	544,800円	3者
	過年度分	1,344,200円	4者

(16) 萩児童相談所

未納者に対し、電話督促、職場訪問した結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き電話督促、家庭・職場訪問を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	142,700円	5者

(17) 育成学校

未納者に対し再三催告をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き関係機関と連携の上、収入未済の解

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童自立支援施設 運営費負担金	過年度分	836,850円	9者

(監査：平成26年12月25日)

消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童自立支援施設 運営費負担金	過年度分	688,150円	6者

4 商工労働部

経営金融課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業振興育成 費(中小企業従業 員住宅家賃)	過年度分	26,580,860円	2者

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業設備 近代化資金貸 付金	過年度分	81,830,884円	32者
中小企業高度 化資金貸付金	過年度分	4,049,337,147円	12者

(監査：平成26年10月15日)

4 商工労働部

経営金融課

○中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)  
連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努めたものの、収入未済額は平成26年度末において回収実績がなかった。

引き続き、連帯保証人やその相続人と交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。

○中小企業設備近代化資金貸付金

債務者の多くが倒産しており、回収が困難な状況であるが、連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努めた。

その結果、平成26年度末で未収金は次のとおりとなった。

引き続き、連帯保証人や相続人に対して、交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業設備近 代化資金貸付金	過年度分	79,976,884円	31者

○中小企業高度化資金貸付金

残存しながら完済が可能な貸付先については分納による回収を進め、経営が破綻、あるいは経営再建が困難と認められる貸付先に対しては主債務者及び連帯保証人への法的措置を含め、サービサー等の活用も図りながら回収に努めた。

その結果、平成26年度末の未収金は次のとおりとなった。

引き続き、鋭意回収を行い、未収金の圧縮に努める。

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業高度 化資金貸付金	過年度分	3,923,373,733円	12者

5 農林水産部

(1) 企画流通課

次のとおり収入未済があった。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	現年度分	2,042,707円	1者
	過年度分	45,345,000円	10者
林業・木材産業改善資金違約金	過年度分	747,301円	2者

(沿岸漁業改善資金貸付金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	現年度分	1,189,810円	2者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	35,754,000円	7者

(監査：平成26年10月15日)

(2) 農林総合技術センター

生製品の売り払いの調定について、遅延しているものがあった。

生製品名	金額	売払年月日	調定年月日
野菜、花き、果樹、堆肥、もち米	961,000円	平成25年11月3日	平成25年12月20日

予定価格が5万円を超える物品購入において、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

品名・数量	契約金額	予定価格	契約年月日
インク8本、マスター8本	82,320円	82,320円	平成26年3月28日

5 農林水産部

(1) ぶちうまやまぐち推進課

未納者に対し、出先担当者や関係機関等と連携して、適宜、未納者と面談し事情聴取を行うとともに、未収金の納付を指導、また、一括納付が困難な場合は分納を指導するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、関係機関等と連携して、未収金の早期解消に向けて取り組んでいる。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	現年度分	2,022,707円	1者
	過年度分	44,079,000円	10者
林業・木材産業改善資金違約金	過年度分	729,301円	2者

(沿岸漁業改善資金貸付金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	現年度分	319,810円	1者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	31,220,000円	7者

(2) 農林総合技術センター

生製品の売払いの調定期間については、現金収納後、速やかに行うよう改めて各部へ徹底を図った。

会計規則第167条第1項に基づき、予定価格が5万円を超える購入については、2者以上の者から見積書を提出させ、より安価な価格で納入できる者と契約するよう徹底を図った。

長期継続契約を締結することができない業務委託契約にもかかわらず、契約書に自動更新条項を付すことにより、実質的に長期継続契約を締結しているものがあった。

業務名	契約金額	元契約の契約期間
産業廃棄物の処分	23,000円/缶	平成20年5月1日～ 平成21年4月30日
産業廃棄物の収集運搬	処分業者の定める収集運搬費に準ずる	平成20年5月1日～ 平成21年3月31日

(監査：平成26年7月28日)

当該契約については、直ちに単年度契約を締結した。

今後、契約の締結時には、関係法令に基づき適切な事務処理を行うよう徹底した。

## 6 土木建築部

### (1) 都市計画課

切手の保有枚数について、適正でないものがあった。

種類	前年度繰越	購入	使用	年度末残高
切手	268枚	500枚	68枚	700枚
	11,230円	16,900円	6,030円	22,100円

(監査：平成26年9月10日)

### (2) 住宅課

次のとおり収入未済があった。

#### (一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	188,213,418円	691者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,248,106円	491者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,180,775円	3者

(監査：平成26年8月12日)

## 6 土木建築部

### (1) 都市計画課

今後は、年間使用見込枚数を的確に見積もり、年度末残高が多額とならないよう、適正な購入に努める。

### (2) 住宅課

家賃・駐車場使用料の未納者については、大半を退去者が占め、回収が困難となっているため、債権回収を弁護士法人に委託するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

また、火災損害賠償金については、債務者が現状においても生活困窮者であり、回収が困難となっているが、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。  
(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	186,562,307円	649者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,090,114円	449者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775円	3者

(3) 岩国土木建築事務所

修繕工事に係る支払において、一般需用費等で支出すべきところを、委託料で支出しているものがあった。

業 務 名	契約金額	支出科目
玖珂分室男子トイレ修理	26,250 円	委託料
玖珂分室漏水修理等業務	286,650 円	委託料
玖珂分室倉庫外壁修繕	126,525 円	委託料

(監査：平成 26 年 9 月 11 日)

(4) 周南土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
道路設備に係る原因者負担金	現年度分	1,312,500 円	1 者

(監査：平成 26 年 10 月 23 日)

(5) 宇部土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
河川占用料	過年度分	678,400 円	4 者
工事請負契約違約金	過年度分	2,183,174 円	3 者

(監査：平成 26 年 12 月 11 日)

(6) 長門土木建築事務所

物品購入に係る支払において、備品購入費で支出すべきところを、一般需用費で支出しているものがあった。

(3) 岩国土木建築事務所

今後は、修繕工事の内容に応じた、適切な支出科目で支出するよう徹底した。

(4) 周南土木建築事務所

収入未済については、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成 26 年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

(5) 宇部土木建築事務所

河川占用料の未納者 4 者のうち 3 者(42,400 円)については、H26 年度末に不納欠損処分を行った。(債権消滅及び法人格の消滅による。)

残る 1 者(636,000 円)については、高齢・無職・無資力の者であり収入未済の解消は難しい状況である。

工事請負契約違約金については、未納者 3 者(いずれも法人)とも事実上倒産しており、財産調査するも換価価値を有する資産もなく、収入未済の解消は難しい状況である。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
河川占用料	過年度分	636,000 円	1 者
工事請負契約違約金	過年度分	2,183,174 円	3 者

(6) 長門土木建築事務所

支出科目の内容を正確に把握し、誤りのないように努める。

また、内部のチェック体制の強化を図り再発防止に努める。

品名・数量	契約金額
スチールユニットキャビネット 4台	147,600円

(監査：平成26年11月12日)

(7) 山口きらら博記念公園管理事務所

物品購入契約において、少額契約の場合に契約書に代えて提出する請書を提出させていないものがあった。

品名・数量	契約金額	契約年月日
ノートパソコン 4台	713,538円	平成26年
ソフトウェア 4個		2月4日

(監査：平成27年1月23日)

(7) 山口きらら博記念公園管理事務所

会計規則等に基づく適正な事務処理を徹底し、物品購入契約において、契約金額が20万円を超えるものは、契約の相手方から請書を提出させることとした。

7 教育庁

(1) 義務教育課

予定価格が5万円を超える物品の修繕契約において、2者以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

契約内容	契約金額	予定価格	契約年月日
プロジェクタ ー1台、プリン タ2台 修繕	199,195円	199,195円	平成26年 3月31日

(監査：平成26年8月8日)

(2) 人権教育課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学奨 励費	現年度分	19,277,110円	285者
	過年度分	244,573,280円	468者
高等学校等進学奨 励費戻入返納金	過年度分	1,211,000円	13者

(監査：平成26年9月17日)

(3) 周防大島高等学校

次のとおり収入未済があった。

7 教育庁

(1) 義務教育課

物品修繕の際は、会計規則等に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。

(2) 人権教育課

未納者に対し「督促状」及び「返還のお願い」を送付するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き、市町と連携して情報収集に努め、未収金の縮減に取り組んでいる。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学奨 励費	現年度分	18,494,110円	269者
	過年度分	241,895,730円	459者
高等学校等進学奨 励費戻入返納金	過年度分	1,211,000円	13者

(3) 周防大島高等学校

未納者に対し文書等による督促を行ったが、平成26年度の収納未済額は減少しなかった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	186,000円	2者

(監査：平成26年12月25日)

(4) 田布施農工高等学校

前渡を受けた資金について、前渡資金経理簿に登記していないものがあった。

内容	資金前渡額	資金前渡年月日	支払完了年月日
農工祭り銭	949,500円	平成25年11月15日	平成25年11月18日

(監査：平成27年2月20日)

(5) 徳山高等学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	756,300円	11者

(監査：平成27年1月26日)

(6) 山口農業高等学校

自動販売機の売上手数料の調定において、調定時期の遅延により、平成25年度の歳入となるところが、平成26年度の歳入となっているものがあった。

調定額	対象	調定日
66,773円	平成26年1月売上分	平成26年4月14日
40,228円	平成26年2月売上分	平成26年4月14日

家畜飼料に係る単価契約において、年間購入見込額が160万円を超えているにもかかわらず、随意契約としているものがあった。

引き続き督促に取り組んでいる。

(4) 田布施農工高等学校

今後は前渡資金経理簿への登記に漏れないよう徹底した。

(5) 徳山高等学校

未納者に対し文書等による督促を行った結果、指摘のあった収納未済額については、平成26年度末において次のとおりとなった。

引き続き文書等による督促に取り組んでいる。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	721,300円	11者

(6) 山口農業高等学校

今後は、内部チェックを適切に行い、会計規則を遵守し再発防止に努める。

今後は、内部チェックを適切に行い、地方自治法施行令を遵守し再発防止に努める。

品名	購入予定数量	予定価格	年間購入見込額
めぐみBペレット(20kg/袋)	1,100袋	1,617円/袋	1,778,700円

(監査：平成26年6月18日)

(7) 宇部西高等学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	399,500円	3者

(監査：平成26年7月17日)

(8) 小野田高等学校

使用者から徴収すべき自動販売機及び食堂の光熱水費について、調定を行っていないものがあった。

内容	使用期間	調定額
自動販売機	平成24年10月～平成25年2月	87,182円
食堂	平成24年8月、平成24年10月～平成25年3月	53,819円

(監査：平成27年2月20日)

(9) 大津緑洋高等学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	445,300円	4者

(監査：平成26年6月16日)

(10) 周南総合支援学校

毒劇物について、未使用で廃棄しているものがあった。

(7) 宇部西高等学校

未納者に対し文書等による督促を行ったが、平成26年度の収納未済額は減少しなかった。

引き続き督促に取り組んでいる。

(8) 小野田高等学校

直ちに調定を行い、平成26年度末までに全件の収納を完了した。

調定すべき時機を失することなく、确实、かつ速やかに調定行為を行うため、チェックリストを作成し、進捗を管理することとした。

(9) 大津緑洋高等学校

未納者に対し文書等による督促を行ったが、平成26年度の収納未済額は減少しなかった。

引き続き督促に取り組んでいる。

(10) 周南総合支援学校

薬品購入希望の際に、授業計画・執行予定(現年度・次年度以降)を担当教諭から提出させて確認する。そのうえで購入決議を行うこととした。



<table border="1"> <tr> <th>品名・数量</th> <th>取得年月日</th> <th>廃棄年月日</th> </tr> <tr> <td>シアン化カリウム 59.7g (風袋込)</td> <td>平成 24 年 11 月 6 日 (取得費用 1,700 円)</td> <td>平成 25 年 9 月 17 日 (廃棄費用 11,550 円)</td> </tr> </table>	品名・数量	取得年月日	廃棄年月日	シアン化カリウム 59.7g (風袋込)	平成 24 年 11 月 6 日 (取得費用 1,700 円)	平成 25 年 9 月 17 日 (廃棄費用 11,550 円)																																	
品名・数量	取得年月日	廃棄年月日																																					
シアン化カリウム 59.7g (風袋込)	平成 24 年 11 月 6 日 (取得費用 1,700 円)	平成 25 年 9 月 17 日 (廃棄費用 11,550 円)																																					
(監査：平成 26 年 5 月 20 日)			<p>8 警察本部</p> <p>次のとおり収入未済があった。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放置違反金</td> <td>現年度分</td> <td>3,899,000 円</td> <td>242 者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放置違反延滞金</td> <td>現年度分</td> <td>598,000 円</td> <td>121 者</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>1,661,000 円</td> <td>517 者</td> </tr> <tr> <td>交通事故等損害賠償</td> <td>過年度分</td> <td>1,042,731 円</td> <td>6 者</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成 26 年 10 月 16 日)</p>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	放置違反金	現年度分	3,899,000 円	242 者	放置違反延滞金	現年度分	598,000 円	121 者	過年度分	1,661,000 円	517 者	交通事故等損害賠償	過年度分	1,042,731 円	6 者																	
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																				
放置違反金	現年度分	3,899,000 円	242 者																																				
放置違反延滞金	現年度分	598,000 円	121 者																																				
	過年度分	1,661,000 円	517 者																																				
交通事故等損害賠償	過年度分	1,042,731 円	6 者																																				
<p>8 警察本部</p> <p>次のとおり収入未済があった。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放置違反金</td> <td>現年度分</td> <td>2,600,000 円</td> <td>164 者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放置違反延滞金</td> <td>現年度分</td> <td>579,000 円</td> <td>117 者</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>1,603,000 円</td> <td>500 者</td> </tr> <tr> <td>交通事故等損害賠償</td> <td>過年度分</td> <td>1,042,731 円</td> <td>6 者</td> </tr> </tbody> </table>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	放置違反金	現年度分	2,600,000 円	164 者	放置違反延滞金	現年度分	579,000 円	117 者	過年度分	1,603,000 円	500 者	交通事故等損害賠償	過年度分	1,042,731 円	6 者	<p>8 警察本部</p> <p>未納者に対し電話、訪問催告等を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成 26 年度末において次のとおりとなった。</p> <p>引き続き、電話、訪問等による早期収入に取り組んでいく。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放置違反金</td> <td>現年度分</td> <td>2,600,000 円</td> <td>164 者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放置違反延滞金</td> <td>現年度分</td> <td>579,000 円</td> <td>117 者</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>1,603,000 円</td> <td>500 者</td> </tr> <tr> <td>交通事故等損害賠償</td> <td>過年度分</td> <td>1,042,731 円</td> <td>6 者</td> </tr> </tbody> </table>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	放置違反金	現年度分	2,600,000 円	164 者	放置違反延滞金	現年度分	579,000 円	117 者	過年度分	1,603,000 円	500 者	交通事故等損害賠償	過年度分	1,042,731 円	6 者
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																				
放置違反金	現年度分	2,600,000 円	164 者																																				
放置違反延滞金	現年度分	579,000 円	117 者																																				
	過年度分	1,603,000 円	500 者																																				
交通事故等損害賠償	過年度分	1,042,731 円	6 者																																				
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																				
放置違反金	現年度分	2,600,000 円	164 者																																				
放置違反延滞金	現年度分	579,000 円	117 者																																				
	過年度分	1,603,000 円	500 者																																				
交通事故等損害賠償	過年度分	1,042,731 円	6 者																																				
<p>9 企業局</p> <p>一般会計からの借入金返還のための一般会計からの補助金 155 億円について、課税対象額を精査し、消費税及び地方消費税を修正申告し納付したことに伴い、延滞税を支出しているものがあつた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>修正申告額</th> <th>法定納期限</th> <th>修正申告分納付日</th> <th>延滞税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24,225,400 円</td> <td>平成 25 年 7 月 1 日</td> <td>平成 26 年 2 月 28 日</td> <td>635,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>物品購入契約において、少額契約の場合に契約書に代えて提出する請書を提出させていないものがあつた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>契約金額</th> <th>契約年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純正トナー、純正トナーカートリッジ</td> <td>251,055 円</td> <td>平成 26 年 1 月 21 日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成 26 年 7 月 14 日)</p>	修正申告額	法定納期限	修正申告分納付日	延滞税	24,225,400 円	平成 25 年 7 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	635,600 円	品 名	契約金額	契約年月日	純正トナー、純正トナーカートリッジ	251,055 円	平成 26 年 1 月 21 日	<p>9 企業局</p> <p>今回のような事案に適切に対応できるよう、専門的な知識を有するものと適宜相談できる体制を構築した。</p> <p>企業局財務規程に基づき適正な事務処理を行うよう周知するとともに、決裁段階においての確認を一層徹底した。</p>																								
修正申告額	法定納期限	修正申告分納付日	延滞税																																				
24,225,400 円	平成 25 年 7 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	635,600 円																																				
品 名	契約金額	契約年月日																																					
純正トナー、純正トナーカートリッジ	251,055 円	平成 26 年 1 月 21 日																																					

平成 26 年度定期監査の結果に添える意見に対する改善状況

意 見	改善の内容
<p>1 財務事務における内部牽制体制について</p> <p>内部牽制については、これまでも監査意見を付し、注意喚起を行ったところであるが、歳入の会計年度、歳入科目及び歳出科目を誤っているもの、また、物品購入等の契約事務においても、予定価格の算出根基の記載がないものや、予定価格が5万円を超える場合に2者以上から見積書を提出させていないものなど、初歩的な事務処理誤りが依然として散見され、内部チェックや審査が十分に行われているとは言い難い状況にある。</p> <p>については、会計職員等の研修会において、これらの事務処理の徹底を図るとともに、年度当初の歳入調定事務など全庁統一的に処理すべきものについては、主務課等において、調定時期・金額の算定方法等について周知徹底を図られたい。</p> <p>さらに、各所属においても、複数の職員による確認体制（ダブルチェック体制）を整備するなど、財務事務の執行管理を適切に行い、会計処理の適正化に努められたい。</p> <p>2 物品の適正な管理について</p> <p>備品等の管理において、物品規則等に基づき、毎年度1回、備品等の自主検査や、必要な事項の物品管理システムへの入力を行わなければならないとされているが、行っていない所属が増加している。</p> <p>については、備品等の自主検査の実施報告書を提出させることや、複数の職員による備品入力の確認を行うことなどにより、物品規則等に沿った備品の適正な管理を徹底されたい。あわせて、備品の有効な利活用を促進されたい。</p>	<p>1 財務事務における内部牽制体制について</p> <p>内部牽制体制については、これまでも会計職員研修会等を通じて、複数の職員による確認体制の重要性を説き、初歩的な事務処理ミスの防止に取り組んできたところであるが、平成26年度から会計審査事務に携わる職員を対象とした研修の回数を増やすなど、さらに職員の執務能力の向上に努めているところである。</p> <p>会計課としては、今後も会計職員研修会等において、研修内容の一層の充実に取り組み、基本的な会計事務処理の徹底を図るとともに、会計検査等を通じて、よりきめ細やかな指導を行うことで、引き続き会計事務処理の適正化に取り組んでまいりたい。（会計課）</p> <p>2 物品の適正な管理について</p> <p>備品等の自主検査については、各所属において、毎年7月の「物品整理月間」に取り組むこととしており、その取組結果を報告書により提出させている。</p> <p>備品入力の確認については、出納員等決裁ルートにある職員によるチェック体制の確立など、内部牽制体制の強化を指導している。</p> <p>また、備品の利活用については、使用する見込みのない備品や共同で利用することが可能な備品を、物品管理システムの「備品バンク」や「共同利用備品」へ登録を行うことを促し、有効な利活用を図っている。</p> <p>今後も、物品会計事務研修会や物品会計検査等を通じて、備品の適正な管理について、徹底を図ってまいりたい。（物品管理課）</p>

### 3 支出負担行為の整理について

支出負担行為を整理する時期の遅延について、これまでも監査意見を付し、注意喚起を行ったところであるが、未だに支出負担行為の整理時期が遅延しているものが見受けられる。

支出負担行為の整理は、予算執行状況を把握する上で重要な手続きであることから、契約締結時においては、契約締結同等の余白に支出負担行為処理年月日欄を設け、負担行為処理日を記入するなどして、契約締結後、速やかに支出負担行為処理を行い、予算の適正な執行管理を行われたい。

### 4 単独県費補助金の交付事務について

単独県費補助金に係る事務については、概ね適正に行われていたが、実績報告書の提出があったにもかかわらず補助金の額の確定を行っていないもの、実績報告書だけでは、補助対象経費として支出されたことについて十分な確認ができないもの、補助対象経費を交付要綱等に具体的に定めておらず、補助対象経費に該当するかどうかの客観的な判断が難しいものなど、一部に改善を要する事項が見受けられた。

については、補助事業者等から適正な実績報告書等を提出させるとともに、十分にその内容を審査するなど、山口県補助金等交付規則等の関係規定に基づく適正な事務処理を徹底されたい。

また、補助対象経費が要綱等に具体的に定められていないものや抽象的で不明確なものについては、要綱の見直し等を検討されたい。

### 5 未利用情報機器の管理と活用について

情報機器については、過去に取得した使用可能なパソコン等が使用されないままとなっているものや、物品管理システム上、返納・廃棄済み等となっているパソコン等が現存しているもの、また、速やかに返納すべき使用不能なパソコン等が保管されたままとなっているものなど、管理が不十分なものや有効活用が図られていないものが見受けられた。

### 3 支出負担行為の整理について

支出負担行為の整理については、平成25年度に会計課通知及び財務会計事務マニュアルの改正等を行い、会計職員研修会等においても、契約締結時等には速やかに整理を行うよう周知してきたところである。

については、今後も会計職員研修会等で支出負担行為の整理について周知を図るとともに、本庁においては支出負担行為の審査確認を通じて、また、出先機関においては会計検査を通じて、その取扱いの徹底に努めてまいりたい。(会計課)

### 4 単独県費補助金の交付事務について

補助金等の交付事務については、平成19年11月19日付け事務連絡「補助金等の交付事務の点検について」により、補助金等の交付事務に係るチェックシートに基づき、交付要綱の規定の内容や実施状況の点検を行うよう、関係各課に通知しているところである。

また、昨年度末又は本年度当初には、額の確定通知を含む補助金の事務処理手順や留意点等、会計事務に係る留意事項について、文書通知や研修会において説明するとともに、予算の執行通知においても、補助金等交付規則等に基づき、一層適正な執行に努めるよう、職員への周知を図った。

今後とも、こうした取組を通じて、補助金等の交付事務の適正な執行が図られるよう、対処してまいりたい。(財政課・会計課)

### 5 未利用情報機器の管理と活用について

情報機器を含む備品等については、各所属において、毎年7月の「物品整理月間」に物品管理システム等を活用して自主検査を行い、使用状況等を把握するよう指導している。

自主検査の結果、使用可能な未利用パソコン等が見つかった場合には、自所属での活用や、備品バンク制度を活用しての保管転換等を促し、有効活用を図ることとしている。

さらに、物品不用決定決議書及び物品廃棄決議書による決裁を得ずに廃棄していたもの、廃棄予定のないパソコンについて、物品廃棄決議書による決裁を受けていたものなど、廃棄手続きに不備があるものも見受けられた。

については、各所属において、物品管理システム等を活用して全てのパソコンの使用状況等を把握し、使用可能な未利用パソコン等については、速やかに自所属での活用や保管転換などによる有効活用を図られたい。

さらに、やむを得ず情報機器の廃棄等を行う場合は、山口県物品規則等の関係規定に則った適正な手続きを執られたい。

また、各所属で不用となり再利用もされないノートパソコンについては、引き続き、財源確保の観点から一括して計画的な売払いを進めるため、物品管理課への速やかな返納を徹底されたい。

やむを得ず情報機器の廃棄等を行う場合は、物品不用決定決議書及び物品廃棄決議書による決裁を得る等、関係規定に則って適正な手続きを執るよう指導している。

また、各所属で不用となり再利用もされないノートパソコンについては、物品管理課において一括して計画的な売払いを進めるため、速やかな返納を呼びかけている。

今後も、物品会計事務研修会や物品会計検査等を通じて、情報機器の適正な管理と有効活用について、徹底を図ってまいりたい。(物品管理課)